

山口県報

平成 29 年
3 月 31 日
(金曜日)

目次

○規則
 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども家庭課) 一
 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (こども家庭課) 二

○告示
 児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正 (こども家庭課) 三



児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和五十年山口県規則第二十四号) の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「又は第二項 (省令第三十六條の四十七において準用する場合を含む。)」を「(省令第三十六條の四十七において準用する場合を含む。)、第二項又は第三項」に改め、同條第二項中「第一條の三十三第二項各号に掲げる」を「第一條の三十九に規定する」に改め、「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

第二十二條の三中「第三十六條の四十六第一項」の下に「又は第三項」を加える。
 第三十六條第一項の表中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別記第四十四号様式中
 「第36條の41第1項
 第36條の41第2項
 第37條の47」において準用する同規則第36條の41第1項」を

「第36條の41第1項
 第36條の41第2項
 第36條の41第3項
 第37條の47」に改め、同様式の添付書類

中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 養子縁組里親を希望する者にあつては、養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

別記第四十五号様式中「第6條の4第2項」を「第6條の4」に改める。

別記第四十六号様式中

「里親の種類 養育里親 専門里親

「里親の種類 養育里親 専門里親 養子縁組里親

別記第四十八号様式中「第36条の46第1項の」を「第36条の46第1項の」に改め、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

- 1 養育里親名簿の登録の更新を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第36条の46第2項に規定する養育里親更新研修を修了したことを証する書類
- 2 養子縁組里親名簿の登録の更新を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第36条の46第4項に規定する養子縁組里親更新研修を修了したことを証する書類

別記第五十一号様式(シ)の添付書類

3 第1項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)は、家事審判法の適用に關しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第2項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

(第5項及び第6項省略)

3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

(第4項及び第5項省略)

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

を

に改める。

を

に改める。

山口県規則第二十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次、第七条及び第八条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第十一章 情緒障害児短期治療施設」を「第十一章 児童心理治療施設」に改め

る。
第六十九条及び第七十条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県告示第四百十号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

別表第一の備考4中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

平成二十九年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市